

人 事 委 員 会 年 報

令 和 3 年 度

山 梨 県 人 事 委 員 会

I 組織及び運営	
1 人事委員会	
(1) 人事委員会の設置	1
(2) 人事委員会の権限	1
(3) 人事委員会の構成	1
(4) 人事委員会の運営	2
(5) 規則・訓令・告示の制定、改廃の状況	5
(6) 条例・規則の制定に伴う意見等	7
2 事務局	
(1) 組織	8
(2) 職員の定員・現員	8
(3) 分掌事務	8
II 事業の概要	
1 職員の任用	
(1) 任用制度の概説	9
(2) 職員の採用	9
(3) 職員の昇任	16
(4) 広報等の取組	17
2 職員の給与	
(1) 職員の給与実態調査	18
(2) 民間の給与実態調査	19
(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告	21
(4) 勧告の実施状況	25
3 職員の利益保護	
(1) 勤務条件に関する措置要求	26
(2) 不利益処分に関する不服申立て	26
(3) 苦情相談	27
(4) 分限処分及び懲戒処分の状況	27
4 職員団体	
(1) 職員団体の登録	29
(2) 管理職員等の範囲	30
5 労働基準監督機関の職權行使	
(1) 労働基準法による事業区分の決定	32
(2) 労働基準監督機関の職權行使の枠組	32
(3) 令和3年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関	32
(4) 労働基準法等に基づく職權行使	33

I 組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、山梨県人事委員会設置条例（昭和26年条例第30号）により、昭和26年6月6日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関する事を管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ケ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- コ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- サ 前各項目に掲げるものを除く外、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（任期中に委員の交代があった場合には、前任者の残任期間）（法第9条の2第10項）。

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

令和4年3月31日現在の委員は次のとおりである。

職名	氏名	勤務形態	任期	摘要
委員長	信田 恵三	非常勤	令和2年7月13日～令和6年7月12日（2期目） (委員長 令和4年1月11日～)	弁護士
委員	細谷 憲二	非常勤	令和2年7月27日～令和6年7月26日（1期目）	会社役員
委員	中島 琢雄	非常勤	平成30年1月9日～令和8年1月8日（2期目）	医師

(4) 人事委員会の運営

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の令和3年度の会議開催回数は24回で、付議した議案等の件数は、議案65件、報告14件、その他2件、計81件となっており、その内容は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議 案 等
2396	3. 4. 5	(報 告) 1 苦情相談の実施状況の件 2 令和3年度山梨県警察官採用試験（春季試験）の試験会場決定の件 3 選考採用結果の件 4 一般職の任期付研究員の採用結果の件
2397	3. 4. 20	(議 案) 1 令和3年度山梨県職員採用試験等の試験職種別採用予定人員決定の件 2 令和3年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）実施細目決定の件 (報 告) 1 任用候補者選択結果及び選考による採用候補者採用結果の件 2 令和3年職種別民間給与実態調査の実施の件
2398	3. 5. 14	(議 案) 1 令和3年度山梨県警察官採用試験A（第1回）第1次試験合格者決定の件 2 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の件
2399	3. 6. 4	(議 案) 1 令和3年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験実施細目決定の件 2 障害者を対象とした令和3年度山梨県職員採用選考試験実施細目決定の件 (報 告) 1 令和3年度山梨県警察官採用試験A（第1回）第2次試験合格者の件 (その他) 1 令和3年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）申込状況について
2400	3. 6. 23	(議 案) 1 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の件
2401	3. 6. 25	(議 案) 1 令和3年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者決定の件 2 令和3年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験実施細目決定の件 3 令和3年度山梨県職員採用試験（就職氷河期世代）実施細目決定の件 (報 告) 1 解雇予告除外認定の件
2402	3. 7. 16	(議 案) 1 令和3年度山梨県警察官採用試験A（第1回）採用候補者名簿確定の件 2 一般任期付職員任期更新承認の件 (報 告) 1 令和3年度山梨県警察官採用試験A（第2回）及びBの試験会場決定の件 2 対県共闘会議からの人事委員会勧告に対する申し入れの件
2403	3. 8. 20	(議 案) 1 一般職の任期付研究員の採用計画及び任期の特例の承認の件 2 一般職の任期付研究員の採用計画の承認の件 3 令和3年度山梨県職員採用試験（大学卒業程度）最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 4 令和3年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員変更の件 (報 告) 1 令和3年人事院勧告等の概要の件

回数	開催年月日	議案等
2404	3. 9. 10	(議案) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (その他) 1 令和3年度山梨県警察官採用試験A（第2回）・B及び山梨県職員採用試験（高校卒業程度）等の申込状況について
2405	3. 9. 17	(議案) 1 警察官昇任試験昇任候補者名簿確定の件 2 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報告) 1 人事委員会勧告に関わる要請の件
2406	3. 9. 24	(議案) 1 採用候補者選考実施の件 2 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正の件 3 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2407	3. 10. 1	(議案) 1 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 2 令和3年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験第1次試験合格者決定の件 3 令和3年度山梨県警察官採用試験A（第2回）及びB第1次試験合格者決定の件
2408	3. 10. 8	(議案) 1 令和3年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）、資格免許職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験第1次試験合格者決定の件 2 令和3年度山梨県職員採用試験（就職氷河期世代）第1次試験合格者決定の件 3 障害者を対象とした令和3年度山梨県職員採用選考試験第1次試験合格者決定の件 4 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2409	3. 10. 16	(議案) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2410	3. 10. 22	(報告) 1 令和3年度山梨県警察官採用試験A（第2回）及びB第2次試験合格者の件
2411	3. 11. 15	(議案) 1 令和3年度山梨県職員採用試験（高校卒業程度）、資格免許職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 2 令和3年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 3 障害者を対象とした令和3年度山梨県職員採用選考試験最終合格者決定の件 4 採用候補者選考実施の件 5 一般任期付職員採用承認の件
2412	3. 11. 30	(議案) 1 条例の改正に係る意見聴取の件
2413	3. 12. 3	(議案) 1 令和3年度山梨県警察官採用試験A（第2回）及びB採用候補者名簿確定の件 2 令和3年度山梨県職員採用試験（就職氷河期世代）最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 3 一般任期付職員採用承認の件

回数	開催年月日	議 案 等
2414	3. 12. 17	(議 案) 1 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の件
2415	4. 1. 11	(議 案) 1 委員長の選任及び委員長職務代理者の指定の件 (報 告) 1 令和3年4月時点におけるラスパイレス指数の件
2416	4. 2. 4	(議 案) 1 令和4年度山梨県職員採用試験等の日程及び受験資格決定の件 2 一般任期付職員任期更新承認の件
2417	4. 2. 18	(議 案) 1 条例の改正に係る意見聴取の件 2 令和4年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員決定の件 3 令和4年度山梨県警察官採用試験実施細目決定の件 4 一般任期付職員採用承認の件
2418	4. 3. 4	(議 案) 1 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正の件 2 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 3 昇任候補者（警察本部）選考実施の件
2419	4. 3. 24	(議 案) 1 昇任候補者選考実施の件 2 採用候補者選考実施の件 3 一般任期付職員の他の職への任用承認の件 4 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 5 初任給調整手当に関する規則の一部改正の件 6 通勤手当に関する規則の一部改正の件 7 地域手当に関する規則の一部改正の件 8 寒冷地手当支給規則の一部改正の件 9 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 10 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の件 11 山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部改正の件 12 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の件 13 人事委員会事務局職員の人事の件

(5) 規則・訓令・告示の制定、改廃の状況

職員の任用、勤務条件及び事務局の運営等について、人事委員会が令和3年度中に制定し、又は改廃した規則、訓令及び告示は次のとおりである。

ア 規 则

規則番号	公布年月日	規則名	概要
第8号	3. 5. 25	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	新たな職の設置に伴い、級別職務分類表及び管理職手当支給区分表について所要の改正
第9号	3. 5. 25	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織体制の強化のための職の新設に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正
第10号	3. 6. 29	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	新たな職の設置に伴い、級別職務分類表及び管理職手当支給区分表について所要の改正
第11号	3. 6. 29	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織体制の強化のための職の新設に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正
第12号	3. 9. 30	山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	警察本部における職の廃止に伴い、管理職手当支給区分表について所要の改正
第13号	3. 10. 7	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	新たな職の設置等に伴い、級別職務分類表及び管理職手当支給区分表について所要の改正
第14号	3. 12. 24	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則の一部改正に鑑み、会計年度任用職員の休暇について所要の改正
(令和4年) 第1号	4. 3. 10	山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織再編に伴い、管理職手当支給区分表について所要の改正
第2号	4. 3. 10	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に鑑み、銃器犯罪捜査従事手当について所要の改正
第3号	4. 3. 31	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	令和4年4月1日付けの組織再編等に伴い、級別職務分類表等について所要の改正
第4号	4. 3. 31	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	令和3年10月18日付けの本委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」を受けた山梨県職員給与条例の一部改正に伴い、初任給調整手当について所要の改正
第5号	4. 3. 31	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	人事院規則の一部改正に鑑み、交通機関等に係る通勤手当の運賃等相当額等について所要の改正
第6号	4. 3. 31	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	令和4年4月1日付けの警察本部職員の派遣に鑑み、地域手当の支給地域等について所要の改正
第7号	4. 3. 31	寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則	大和中学校の閉校に伴い、寒冷地手当の支給公署について所要の改正
第8号	4. 3. 31	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	特殊勤務手当の総合的見直し等に伴い、特殊勤務手当について所要の改正

規則番号	公布年月日	規則名	概要
第9号	4. 3. 31	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正等に伴い、不妊治療休暇等について所要の改正
第10号	4. 3. 31	山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、部分休業について所要の改正
第11号	4. 3. 31	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局及び教育委員会の組織再編における職の新設等に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正

イ 訓 令
なし

ウ 告 示
なし

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定等に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。令和3年度中は以下の条例改正に伴い意見を求められた。

意見提出年月日	議案番号	件 名	条例の概要	意 見
3. 11. 30	第 115 号議案	山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件	山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和3年10月18日付けの給与に関する勧告等に鑑み、所要の改正を行う。	適当と考える。
	第 116 号議案	山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件		
	第 117 号議案	山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例中改正の件		
4. 2. 18	第 5 号議案	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件	一般職の国家公務員の休暇制度の改定等に鑑み、不妊治療休暇について所要の改正を行う。	適当と考える。
	第 6 号議案	山梨県職員の育児休業等に関する条例中改正の件	最近の社会情勢の変化に鑑み、仕事と家庭が両立できる職場環境を整備するため、職員の育児休業等について所要の改正を行う。	

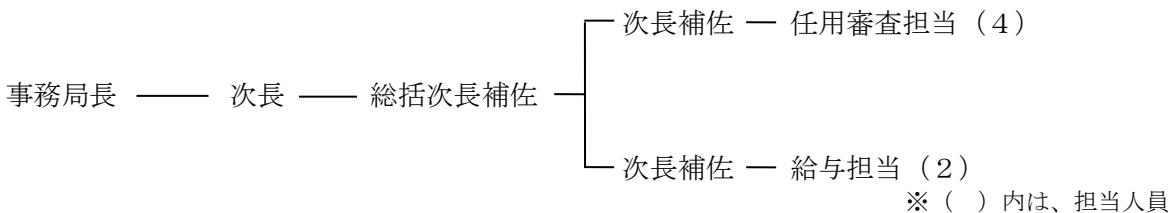
イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているが、令和3年度には該当がなかった。

2 事務局

(1) 組織(令和3年4月1日現在)

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く（法第12条）。
事務局の組織は、次のとおりである。



(2) 職員の定員・現員(令和3年4月1日現在)

職員の条例定数は13人であり、現員は11人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	10人	11人

(3) 分掌事務(令和3年4月1日現在)

(任用審査担当)

- 人事委員会の会議事務に関すること。
- 事務局の庶務・経理に関すること。
- 人事行政の運営に関する総合的計画に関すること。
- 職員の競争試験に関すること。
- 職員の選考に関すること。
- 任用候補者名簿に関すること。
- 臨時の任用に関すること。
- 任用に関する制度の研究及び統計調査に関すること。
- 勤務成績の評定に関すること。
- 研修に関する総合的計画に関すること。
- 人事記録の管理に関すること。
- 職階制に関する計画の立案に関すること。
- 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- 職員の審査請求の審査に関すること。
- 職員団体の登録に関すること。

(給与担当)

- 給与に関する調査統計に関すること。
- 給与に関する制度の研究及び給与計画に関すること。
- 給与に関する報告及び勧告に関すること。
- 職員に対する給与の支払監理に関すること。
- 職員の苦情の処理に関すること。
- 労働基準監督機関の職權行使に関すること。
- 職員の厚生福利制度及び勤務条件に関すること。
- 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。

II 事 業 の 概 要

1 職 員 の 任 用

(1) 任用制度の概説

ア 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない（法第15条）。

イ 任命の方法

職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる（法第17条第1項）。

ウ 採用の方法

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事委員会規則で定める場合には、選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう。）によることを妨げない（法第17条の2第1項）。

(2) 職員の採用

ア 競争試験による採用

本県では、競争試験を職員採用試験（大学卒業程度）、職員採用試験（高校卒業程度）、資格免許職員採用試験、民間企業等職務経験者職員採用試験、警察官採用試験、小中学校事務職員採用試験、職員採用試験（就職氷河期世代）に区分して実施しており、令和3年度の受験者数は、計1,219人（大学卒業程度545人、高校卒業程度39人、資格免許職3人、民間企業等職務経験者83人、警察官370人、小中学校事務119人、就職氷河期世代60人）となっている。

（ア）令和3年度の各競争試験の特徴と傾向

a 職員採用試験（大学卒業程度）

全体では、受験者数545人に対し、最終合格者数は147人で、競争率は前年度を0.2ポイント下回り、3.7倍となった。

このうち、行政職（I 及びII）では335人が受験し、最終合格者数は66人で、競争率は前年度を0.2ポイント下回り、5.1倍となった。

b 職員採用試験（高校卒業程度）

全体では、受験者数39人に対し、最終合格者数は13人で、競争率は前年度を2.5ポイント下回り、3.0倍となった。

c 資格免許職員採用試験

受験者数3人に対し、最終合格者数は2人で、競争率は前年度を0.5ポイント上回り、1.5倍となった。

d 民間企業等職務経験者職員採用試験

令和3年度は、行政職を県外から広く募集するU・I ターン型として実施し、受験者数83人に対し、最終合格者数は7人で、競争率は前回を0.4ポイント下回り、11.9倍となった。

e 警察官採用試験

全体では、受験者数370人に対し、最終合格者数は75人で、競争率は前年度を1.6ポイント下回り、4.9倍となった。

このうち、大学を卒業（卒業見込みの者を含む）した者を対象とする警察官採用試験Aでは、受験者数271人に対し、最終合格者数は52人で、前年度を1.6ポイント下回り、5.2倍となった。

なお、警察官採用試験の第2次試験及び第3次試験の実施については、職員の任用に関する規則（昭和59年人事委員会規則第2号。以下「任用規則」という。）第11条第2項の規定により、警察本部長に委任している。

f 小中学校事務職員採用試験

受験者数119人に対し、最終合格者数は19人で、競争率は前年度を0.4ポイント下回り、6.3倍となった。

g 職員採用試験（就職氷河期世代）

令和2年度から試験を実施し、受験者数60人に対し、最終合格者数は4人で、競争率は前年度を6.3ポイント下回り、15.0倍となった。

(イ) 令和3年度の各競争試験の日程

区分	受付期間	第1次試験日	第1次試験地	第2次試験日	第2次試験地	第3次試験日	第3次試験地	最終合格発表日
職員採用試験 (大学卒業程度)	〈インターネット〉 3.5.10～3.5.25	3.6.20	甲府市	・3.7.4 ・3.7.31 ～3.8.6 のうち指定する1日	甲府市	—	—	3.8.20
職員採用試験 (高校卒業程度) 資格免許職職員 小中学校事務職員採用試験	〈インターネット〉 3.8.6～3.8.27	3.9.26	甲府市	・3.10.17 ・3.11.6 ～3.11.7 のうち指定する1日	甲府市	—	—	3.11.15
民間企業等職務経験者採用試験	〈インターネット〉 3.8.6～3.8.27	3.9.19	甲府市 東京都 千代田区	・3.10.17 ・3.11.6 ～3.11.7 のうち指定する1日	甲府市	—	—	3.11.15
警察官採用試験 第1回	A(男性) A(女性)	〈インターネット〉 3.3.18～3.4.9 〈持参〉及び〈郵送〉 3.3.18～3.4.16	3.5.9	甲府市	3.5.22 ～3.5.23	甲府市	①3.6.14～ 3.6.15 のうち指定する1日 ②3.7.5～ 3.7.6 のうち指定する1日	甲府市 3.7.16

警察官採用試験	第2回	A(男性) A(男性/武道指導) A(女性) A(女性/武道指導) B(男性) B(女性)	〈インターネット〉 3.7.26～3.8.16 〈持参〉及び〈郵送〉 3.7.26～3.8.20	3.9.19	甲府市	3.10.9 ～3.10.10	甲府市	①3.11.1～ 3.11.2 のうち指定 する1日 ②3.11.20 ～3.11.23 のうち指定 する1日	甲府市	3.12.3
		職員採用試験 (就職氷河期世代)	〈インターネット〉 3.7.26～3.8.16	3.9.26	甲府市	• 3.10.17 • 3.11.14	甲府市	—	—	3.12.3

(ウ) 令和3年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区分	受験資格	試験方法
職員採用試験 (大学卒業程度)	<p>1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳～35歳 (令和4年4月1日現在) イ 21歳(令和4年4月1日現在)以下の者で、4年制大学等を卒業若しくは令和4年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会が同等以上の学力があると認める者</p> <p>2 社会福祉I、社会福祉II、薬剤師、保健師、司書、学芸員IIにあっては、免許・資格取得者(取得見込者を含む。)に限る。</p>	<p>第1次試験 教養試験 抜一式40題(一部選択解答制) 120分</p> <p>専門試験(行政II以外) 事務系職種 抜一式40題(一部選択解答制) 120分</p> <p>技術系職種 抜一式40題 120分</p> <p>司書 抜一式及び記述式 120分</p> <p>学芸員II・ 文化財主事 記述式 120分</p> <p>自己アピール試験 行政II 記述式 90分</p> <p>第2次試験 人物試験 適性検査 個別面接(2回)</p> <p>論文試験 1題 1,200字 90分</p>
職員採用試験 (高校卒業程度)	18歳～21歳 (令和4年4月1日現在)	<p>第1次試験 教養試験 抜一式50題 120分</p> <p>専門試験(土木・農業土木・電気) 抜一式40題 120分</p>
資格免許職 職員採用試験	<p>臨床検査技師 1 ~29歳 (令和4年4月1日現在)</p> <p>2 免許取得者(取得見込者を含む。)に限る。</p>	<p>第2次試験 作文試験 1題 800字 60分</p> <p>人物試験 適性検査 個別面接(2回)</p>
小中学校事務 職員採用試験	18歳～29歳 (令和4年4月1日現在)	
民間企業等 職務経験者 採用試験	<p>行政 1 ~59歳 (令和4年4月1日現在)</p> <p>2 山梨県外に本店を置く民間企業等における職務経験が5年以上 (令和3年3月末現在)</p>	<p>第1次試験 教養試験 抜一式40題 120分</p> <p>第2次試験 人物試験 適性検査 個別面接(2回)</p> <p>論文試験 1題 1,200字 90分</p>

区分	受験資格	試験方法
警察官採用試験	<p>A(男性) A(男性/武道指導) A(女性) A(女性/武道指導)</p> <p>1 22歳～33歳 (令和4年4月1日現在)</p> <p>2 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは令和4年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者</p> <p>3 武道指導は、上記に加え、次のいずれかの要件が必要。</p> <p>(ア)柔道については、公益財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者</p> <p>(イ)剣道については、公益財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者</p> <p>(ウ)(ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当競技会への出場権を得た者</p>	<p>第1次試験 A, B:教養試験 択一式50題 A : 150分 B : 120分 資格加点(武道／英語／情報処理)あり ※ 武道指導は次の試験も実施。 実技試験 身体検査</p> <p>第2次試験 A, B:身体検査(1回目) A, B:体力試験 A, B:人物試験 ※ 武道指導は身体検査、体力試験は免除。</p> <p>第3次試験 A:論文試験(第1次試験日に実施) 90分 1,200字 B:作文試験(第1次試験日に実施) 60分 800字 A, B:人物試験(適性検査) (第2次試験日に実施) A, B:人物試験(個別面接) A, B:身体検査(2回目) ※ 武道指導の論文試験は第2次試験日に実施。</p>
	<p>B(男性) B(女性)</p> <p>1 18歳～33歳 (令和4年4月1日現在)</p> <p>2 警察官Aの学歴要件に該当しない者</p>	
職員採用試験 (就職氷河期世代)	<p>行政</p> <p>1 36歳～51歳 (令和4年4月1日現在)</p> <p>2 令和2年7月27日から令和3年7月26日までの間に正規雇用労働者として雇用されていない者</p>	<p>第1次試験 教養試験 択一式50題 120分</p> <p>第2次試験 人物試験 適性検査 個別面接(2回) 作文試験 1題 800字 60分</p>

(工) 令和3年度の職員採用試験の実施状況

令和3年度 職員採用試験実施状況

山梨県人事委員会

区分	職種	採用予定人員	申込者数	1次試験				2次試験 (警察官採用試験のみ、3次試験方式)								前年度倍率							
				受験者数		受験率 B/A	合格者数 C	倍率 B/C	受験者数		合格者数 E	倍率 D/E	受験者数		最終合格者 数F	倍率 B/F							
				A	女性 B				D	女性 E			F	女性 G									
大学卒業程度	行政Ⅰ	57	382	-	323	-	84.6	114	-	2.8	-	-	-	-	107	-	64	-	5.0	5.3			
	行政Ⅱ	2	17	-	12	-	70.6	7	-	1.7	-	-	-	-	7	-	2	-	6.0	4.0			
	警察行政	8	54	-	43	-	79.6	18	-	2.4	-	-	-	-	18	-	8	-	5.4	5.6			
	社会福祉Ⅰ	1	4	-	4	-	100.0	3	-	1.3	-	-	-	-	3	-	2	-	2.0	-			
	社会福祉Ⅱ	4	27	-	27	-	100.0	9	-	3.0	-	-	-	-	8	-	6	-	4.5	2.6			
	薬剤師	2	2	-	2	-	100.0	2	-	1.0	-	-	-	-	1	-	0	-	-	2.0			
	農業	6	22	-	18	-	81.8	14	-	1.3	-	-	-	-	14	-	9	-	2.0	2.0			
	林業	11	31	-	22	-	71.0	20	-	1.1	-	-	-	-	20	-	14	-	1.6	1.3			
	土木	14	20	-	20	-	100.0	20	-	1.0	-	-	-	-	18	-	17	-	1.2	1.5			
	農業土木	5	6	-	5	-	83.3	5	-	1.0	-	-	-	-	5	-	4	-	1.3	3.0			
	建築	2	5	-	4	-	80.0	2	-	2.0	-	-	-	-	2	-	2	-	2.0	1.0			
	電気	1	4	-	2	-	50.0	2	-	1.0	-	-	-	-	2	-	2	-	1.0	2.5			
	畜産	2	4	-	3	-	75.0	3	-	1.0	-	-	-	-	2	-	2	-	1.5	2.0			
	保健師	3	14	-	14	-	100.0	8	-	1.8	-	-	-	-	7	-	6	-	2.3	2.5			
	司書	1	26	-	24	-	92.3	6	-	4.0	-	-	-	-	5	-	2	-	12.0	6.7			
	学芸員Ⅱ	1	13	-	11	-	84.6	4	-	2.8	-	-	-	-	4	-	2	-	5.5	-			
	文化財主事	1	7	-	4	-	57.1	3	-	1.3	-	-	-	-	3	-	1	-	4.0	5.0			
	研究(林業)	1	5	-	1	-	20.0	1	-	1.0	-	-	-	-	1	-	1	-	1.0	-			
	研究(電子)	3	6	-	6	-	-	5	-	-	-	-	-	-	4	-	3	-	2.0	-			
	大学卒業程度計	125	649	-	545	-	84.0	246	-	2.2	-	-	-	-	231	-	147	-	3.7	3.9			
高校卒業程度	行政	2	11	-	8	-	72.7	7	-	1.1	-	-	-	-	6	-	3	-	2.7	7.7			
	警察行政	5	25	-	24	-	96.0	11	-	2.2	-	-	-	-	10	-	5	-	4.8	8.7			
	土木	1	4	-	3	-	75.0	3	-	1.0	-	-	-	-	3	-	2	-	1.5	3.0			
	農業土木	2	3	-	3	-	100.0	2	-	1.5	-	-	-	-	2	-	2	-	1.5	3.0			
	電気	1	1	-	1	-	100.0	1	-	1.0	-	-	-	-	1	-	1	-	1.0	1.5			
	高校卒業程度計	11	44	-	39	-	88.6	24	-	1.6	-	-	-	-	22	-	13	-	3.0	5.5			
小中学校事務	小中学校事務	12	161	-	119	-	73.9	60	-	2.0	-	-	-	-	45	-	19	-	6.3	6.7			
	警A(男性)	33	308	-	165	-	53.6	133	-	1.2	106	-	99	-	1.1	91	-	33	-	5.0	7.5		
警察官	警A(女性)	9	89	89	44	44	49.4	40	40	1.1	28	28	17	17	1.6	16	16	8	8	5.5	4.7		
	小計	42	397	89	209	44	52.6	173	40	1.2	134	28	116	17	1.2	107	16	41	8	5.1	6.6		
官僚	警A(男性)	8	145	-	47	-	32.4	40	-	1.2	33	-	24	-	1.4	23	-	7	-	6.7	10.0		
	警A(男性武道)	2	3	-	2	-	66.7	2	-	1.0	2	-	2	-	1.0	2	-	1	-	2.0	3.0		
	警A(女性)	2	45	45	9	9	20.0	9	9	1.0	9	9	9	9	1.0	9	9	1	1	9.0	7.0		
	警A(女性武道)	2	5	5	4	4	80.0	3	3	1.3	3	3	3	3	1.0	3	3	2	2	2.0	1.0		
	警B(男性)	18	157	-	75	-	47.8	61	-	1.2	51	-	49	-	1.0	48	-	18	-	4.2	8.2		
	警B(女性)	5	53	53	24	24	45.3	22	22	1.1	16	16	15	15	1.1	11	11	5	5	4.8	3.6		
民間経験者	小計	37	408	103	161	37	39.5	137	34	1.2	114	28	102	27	1.1	96	23	34	8	4.7	6.4		
	警察官計	79	805	192	370	81	46.0	310	74	1.2	248	56	218	44	1.1	203	39	75	16	4.9	6.5		
資格	行政	3	106	-	74	-	69.8	27	-	2.7	-	-	-	-	19	-	4	-	18.5	19.8			
	農業土木	1	10	-	9	-	90.0	7	-	1.3	-	-	-	-	6	-	3	-	3.0	-			
	民間計	4	116	-	83	-	71.6	34	-	2.4	-	-	-	-	25	-	7	-	11.9	12.3			
就職氷河期世代	臨床検査技師	1	6	-	3	-	50.0	3	-	1.0	-	-	-	-	3	-	2	-	1.5	-			
	作業療法士	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0			
	資格免許計	2	6	-	3	-	50.0	3	-	1.0	-	-	-	-	3	-	2	-	1.5	1.0			
障害者	行政	3	85	-	60	-	70.6	27	-	2.2	-	-	-	-	24	-	4	-	15.0	21.3			
	警察行政	1	5	-	4	-	80.0	3	-	1.3	-	-	-	-	2	-	0	-	-	-			
	障害者選考計	4	30	-	29	-	96.7	12	-	2.4	-	-	-	-	11	-	1	-	29.0	6.3			
試験合計				240	1,896	-	1,248	-	65.8	716	-	1.7	248	-	218	-	1.1	564	-	268	-	4.7	5.3

イ 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

選考により職員を採用できる職については、任用規則第12条に定められている。

なお、任用規則第16条に規定する医師・歯科医師等職員の採用選考については、各任命権者に委任している。

(ア) 選考試験の実施状況

令和3年度に、公募により行った選考試験の状況は次のとおりである。

(人)

職種	採用予定人員	受験者数	合格者数	採用者数
行政（障害者）	3	25	1	1
警察行政（障害者）	1	4	0	—
獣医師（衛生）	6	2	2	2
獣医師（農政）	2	0	—	—
職業訓練（機械）	2	1	1	1
消防職	1	1	1	1

(イ) その他の採用選考の実施状況（任命権者委任分を除く。）

令和3年度に行った採用選考の状況は、次のとおりである。

(人)

一般職員						警察官	
	知事 部局	教育 委員会	警察 本部	その他	計	警 察 本 部	
部長及びその相当職	3	1	0	0	4	警視	2
課長及びその相当職	2	0	1	0	3	警部	7
課長補佐及びその相当職	3	16	1	0	20	警部補	5
係長及びその相当職	0	3	0	0	3	巡査部長	4
上記以外	5	2	0	0	7	巡査等	0
合計	13	22	2	0	37	合計	18

ウ 任期付職員

山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第59号）（以下「条例」という。）第1条の3第1号（任期付研究員（招へい型））の規定に基づき、任命権者が5年を超える任期を定めて職員を選考により採用する場合には、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第3条第2項の規定により、人事委員会の承認が必要である。

条例第1条の3第2号（任期付研究員（若手育成型））の規定に基づき、任命権者が任期を定めて職員を選考により採用する場合には、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第4項の規定により、採用計画を人事委員会に協議しなければならない。

条例第2条第1項（特定任期付職員）及び第2項（一般任期付職員）の規定に基づき、任命権者が任期を定めて職員を選考により採用する場合又は任期を更新する場合には、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第3項又は第7条第3項の規定により、人事委員会の承認が必要である。

令和3年度は、次のとおり任期付職員9名の協議又は承認を行った。

(ア) 一般任期付職員

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	観光文化部	観光推進監 (採用)	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	
知 事	観光文化部	観光P R 戦略監 (他の職への任用)	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	
知 事	産業労働部峠南高等技術専門校	副主幹 (更新)	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	
知 事	産業労働部宝石美術専門学校	助教 (採用)	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	
知 事	防災局	防災対策専門監 (採用)	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	
知 事	防災局防災危機管理課	情報通信幹 (更新)	令和3年9月1日 ～令和6年8月31日	
知 事	総務部情報政策課	情報システム専門監 (更新)	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	

(イ) 任期付研究員（若手育成型）

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	防災局 富士山科学研究所	研究員 (採用)	令和4年4月1日 ～令和8年3月31日	
知 事	産業労働部 産業技術センター	研究員 (採用)	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	

(3) 職員の昇任

ア 競争試験による昇任

本県で現在実施している競争試験は、警察官の警部、警部補及び巡査部長への昇任試験のみであり、その実施は警察本部長に委任している。

令和3年度の警察官昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(人)

試験区分	予備試験		第1次試験		第2次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
警部（一般）			191	23	23	9
警部（専門）			9	5	5	1
警部補（一般）	248	120	134	45	45	29
警部補（専門）			9	4	4	1
巡査部長（一般）	364	117	140	55	55	39
巡査部長（専門）			21	5	5	2

イ 選考による昇任

任用規則第13条の規定により、警察官昇任試験以外の職への昇任については、選考により行っている。

令和3年度の昇任選考の状況は、次のとおりである。

(人)

一般職員					警察官	
	知事 部局	教育 委員会	警察 本部	その他	計	警察 本部
部長及びその相当職	35	3	0	3	41	
課長及びその相当職	62	8	2	0	72	
課長補佐及びその相当職	100	16	2	3	121	
係長及びその相当職	52	8	6	3	69	
上記以外	185	29	14	9	237	
合計	434	64	24	18	540	31

(4) 広報等の取組

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

ア 説明会の実施

(ア) 大学等での試験説明会

関東近県の大学等に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会を実施している。

令和3年度は延べ26箇所で開催し、745人が参加した。

(イ) 山梨県庁しごと紹介セミナー・説明会等

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学・若手職員の体験談を実施している。

行事名	実施日	参加人数
職員採用試験(大学卒業程度)説明会	3. 5. 10	人 163
山梨県庁しごとWEB紹介セミナー	3. 12. 27	人 188
しごと見学ツアー	—	人 —
保護者向け説明会	—	人 —
職員採用ガイダンス	4. 3. 8	人 190

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から不実施。
※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から動画化。

イ 県ホームページ「職員採用サイト」の運営

- 採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や山梨県に関する情報提供を行っている。
- 大学卒業程度、高校卒業程度、資格免許職、民間企業等職務経験者、警察官、小中学校事務、就職氷河期世代の各職員採用試験及び障害者を対象とした職員採用選考試験については、山梨県電子申請サービス「やまなしくらしねっと」から、インターネットによる受験申込が可能となっている。令和3年度から、警察官採用試験を除き、申込方法の完全インターネット化を実施。

ウ フェイスブック及びツイッターによる情報発信

職員採用に関するフェイスブック及びツイッターページにより、職員採用に関する情報に加え、職員研修の様子や職員の日常業務など県庁に関する幅広い情報を発信している。

エ インターネット求人サイトへの募集広告の掲載

インターネット求人サイトへ人材募集広告を継続掲載し、本県希望者へ採用試験受験案内をはじめ、採用説明会の開催案内など、最新の情報を配信している。

2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。

本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適當であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適當な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

(1) 職員の給与実態調査

人事行政の適正な運営を図るための資料とし、民間給与との比較検討を行うため、令和3年4月1日に在職する職員（技能労務職員、企業職員、公益法人へ派遣中の職員、再任用職員、休職中の職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、臨時の任用職員、会計年度任用職員等を除く。）について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は、次のとおりである。

ア 調査項目

(ア) 給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給

(イ) 諸手当

イ 調査結果の概要

(ア) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

令和3年4月現在

給料表	区分	人員	平均年齢	平均経験年数	学歴別人員構成比			性別人員構成比	
					大学卒	短大卒	高校卒	男	女
		人	歳	年	%	%	%	%	%
行政職		3,450	42.9	20.4	79.8	7.8	12.4	69.4	30.6
医療職（一）		21	42.1	17.6	100.0	—	—	76.2	23.8
医療職（二）		36	42.4	20.0	55.5	41.7	2.8	19.4	80.6
医療職（三）		46	39.1	16.4	91.3	8.7	—	6.5	93.5
研究職		189	44.7	21.6	97.9	2.1	—	81.0	19.0
福祉職		42	37.2	14.0	97.6	2.4	—	45.2	54.8
教育職（一）		1,839	45.6	22.5	95.3	2.6	2.1	54.6	45.4
教育職（二）		4,172	43.5	20.4	97.7	2.3	—	44.9	55.1
教育職（三）		8	48.9	24.1	100.0	—	—	75.0	25.0
公安職		1,633	37.1	15.8	56.9	5.2	37.9	91.1	8.9
第2号任期付研究員		8	35.4	—	100.0	—	—	75.0	25.0
全給料表		11,445	42.7	20.0	85.9	4.6	9.5	60.9	39.1

(注) 全給料表欄の平均経験年数には、第2号任期付研究員は含まれていない。

(イ) 給料表別平均給与額（令和3年4月現在）

給料表	一人当たり 平均 給与総額	内訳						
		給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職 手当	その他の 手当
行政職	円 415,139	円 333,950	円 9,339	円 10,350	円 4,704	円 7,918	円 12,108	円 36,770
医療職（一）	888,054	432,896	12,643	77,175	10,095	6,353	36,805	312,087
医療職（二）	371,035	338,429	4,236	9,423	4,175	7,843	—	6,929
医療職（三）	412,431	322,868	2,533	9,016	3,296	9,226	2,450	63,042
研究職	419,626	368,185	11,563	10,602	7,465	6,983	5,805	9,023
福祉職	382,139	333,111	4,798	9,292	9,302	7,502	—	18,134
教育職（一）	439,891	389,191	8,783	11,040	5,125	6,500	3,507	15,745
教育職（二）	405,909	363,673	6,526	10,351	4,257	4,256	6,925	9,921
教育職（三）	470,971	427,923	12,875	12,121	3,500	14,552	—	—
公安職	426,019	319,157	12,547	9,341	2,583	3,842	3,821	74,728
第2号任期付 研究員	345,858	333,482	—	9,170	—	3,206	—	—
合 計 (全平均)	418,004	352,362	8,660	10,441	4,366	5,760	7,456	28,959

(注) 「給料」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

(2) 民間の給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 調査期間 令和3年4月26日から6月22日まで（58日間）
- (イ) 調査対象 令和3年4月給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された294事業所
※新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外
- (ウ) 対象職種 34職種（うち初任給関係6職種）
- (エ) 調査実人員 4,074人（うち初任給関係212人）
- (オ) 抽出方法
- ・事業所 (イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、124事業所を無作為に抽出した。（調査完了事業所 108事業所）
 - ・従業員 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数の場合には、抽出した従業員について調査を行った。また、臨時の従業員及び役員は全て

除外した。

イ 調査結果の概要

(ア) 産業別調査事業所数

産業分類	事業所数
農業、林業、漁業	0
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	8
製造業	62
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	13
卸売業、小売業	4
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	4
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	17
計	108

(イ) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

事務 関 係 職 種	職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額		
				きまつて支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)
事務 関 係 職 種	支店長	人 11	歳 57.2	円 735, 226	円 -	円 735, 226
	事務部長	120	53.7	633, 243	548	632, 695
	事務部次長	73	51.3	520, 892	1, 127	519, 765
	事務課長	279	48.1	486, 001	3, 755	482, 246
	事務課長代理	172	45.5	487, 294	77, 132	410, 162
	事務係長	296	44.0	409, 138	42, 213	366, 925
	事務主任	258	42.8	366, 808	41, 503	325, 305
	事務係員	883	39.9	342, 276	37, 134	305, 142
	大学卒	416	36.6	342, 254	37, 769	304, 485
	短大卒	166	42.3	309, 933	28, 513	281, 420
技術 関 係 職 種	高校卒	299	43.5	359, 628	40, 804	318, 824
	中学卒	2	X	X	X	X
	工場長	20	55.0	735, 395	269	735, 126
	技術部長	103	52.2	635, 568	265	635, 303
	技術部次長	56	52.2	625, 683	508	625, 175
	技術課長	187	50.4	499, 322	795	498, 527
	技術課長代理	106	44.9	450, 846	54, 385	396, 461
	技術係長	268	44.3	428, 378	55, 313	373, 065
	技術主任	122	43.2	441, 242	74, 855	366, 387
	技術係員	773	41.1	445, 067	86, 219	358, 848
	大学卒	373	39.9	468, 458	98, 314	370, 144
	短大卒	82	43.5	421, 383	74, 419	346, 964
	高校卒	312	42.0	417, 976	71, 940	346, 036
	中学卒	6	49.1	425, 031	88, 340	336, 691

(注) X印は資料僅少のため公表できないものである。

(ウ) 学歴別初任給

職種	学歴	金額
新卒事務員・新卒技術者	大学卒	202,196円
	短大卒	180,070円
	高校卒	168,011円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(エ) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,397円
配偶者と子1人	18,908円
配偶者と子2人	24,122円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、令和3年10月18日、議会及び知事に、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定等について所要の措置をとるよう勧告した。

令和3年給与等に関する報告・勧告の骨子

令和3年10月18日
山梨県人事委員会

○本年の給与勧告のポイント

- ① 月例給は、公民較差（▲23円、▲0.01%）が極めて小さいため改定なし
- ② 特別給（期末手当及び勤勉手当）を引下げ（▲0.15月）
- ③ 獣医師に対する初任給調整手当の支給

I 給与勧告の基本的な考え方

- ・ 給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するもの
- ・ 本委員会は、公民給与を精密に比較し、民間の給与水準との均衡が保たれることを基本に、国や他の都道府県の職員の給与水準との均衡等も考慮に入れ勧告
- ・ 情勢適応の原則に基づき適正な職員給与を確保することは、効率的な行政運営の基盤であり、県民の理解を得る上でも重要

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

108 民間事業所の4,074人の個人別給与を実地調査(期間:令和3年4月26日～6月22日 完了率:87.1%)

(1) 月例給

- ・ 職員と民間の4月分給与を調査（ベースアップ中止、定期昇給の昇給額を据置きした企業等の状況も反映）し、単純な平均値ではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差 (A)-(B)
375,602円	375,625円	▲23円 (▲0.01%)

※職員給与は、行政職給料表適用職員の平均給与月額（平均年齢43.5歳、平均経験年数20.9年）

【参考】

人事院勧告における官民較差

▲19 円 (0.00%)

(2) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- ・ 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間と職員の特別給の支給状況

民 間	職 員
4.30 月分	4.45 月分

2 給与改定の考え方と内容**(1) 月例給**

- ・ 民間給与との較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。

(2) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るため引下げ
年間支給月数 4.45 月 → 4.30 月 (▲0.15 月分)
- ・ 民間の支給状況を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

一般の職員の場合の支給月数

	6 月期	12 月期
令和3年度 期末手当 勤勉手当	1.275 月 (支給済) 0.950 月 (支給済)	1.125 月 (現行 1.275 月) 0.950 月 (改定なし)
令和4年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.200 月 0.950 月	1.200 月 0.950 月

3 改定の実施時期

条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）
ただし、令和4年度以降の改定は、令和4年4月1日

III その他の給与改定**1 給与改定の考え方と内容**

- ・ 獣医師の安定的な確保の必要があることから、他の都道府県の状況を考慮し、獣医師に対して、初任給調整手当を支給
- ・ 月額 30,000 円を超えない範囲内の額を、採用の日から 15 年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて支給

2 改定の実施時期

- ・ 令和4年4月1日

IV その他の給与上の課題

- ・ 定年の引上げは、給与制度全体に影響を及ぼすものであることから、国の動向や他の都道府県の検討状況等を注視し、60 歳を超える職員の給与制度について検討し、必要な対応をしていくことが求められる。

V 給与勧告実施の要請

- ・ 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものであり、議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請

VI 公務運営に関する報告

1 有為な人材の確保・育成

- ・ 有為な人材確保については厳しい局面が続いていることから、引き続き、任命権者と連携し、県の仕事のやりがいや魅力を広く発信する取組を強化するとともに、採用試験制度について、国や他の都道府県の取組状況を踏まえ、優秀で多様な人材の確保に向けた検討を更に進めていくことが必要
- ・ 引き続き、職員の自己啓発や能力開発を支援するとともに、職員が意欲を高め能力を發揮できる職場環境づくりに取り組むことが必要

2 能力・実績に基づく人事管理

- ・ 人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、評価者の評価能力向上に資する研修の充実に加え、評価結果を任用、給与、分限、人材育成などの人事管理の基礎として十分活用できるよう、運用実態の検証や更なる改善を図っていくことが必要

3 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正

- ・ 任命権者においては、職員の勤務状況を把握し、特定の所属や職員に負担が集中しないよう業務量に応じた人員配置や確保が望まれる。
- ・ 所属においては、業務の必要性等を検討し、業務の効率化や平準化に向けて適切なマネジメントを進めることが必要
- ・ 職員においては、業務の効率化や改善を図り、長時間労働の是正への意識を更に向上させることが必要
- ・ 教員の長時間労働の改善については、働き方改革に関する新たな取組方針がより実効性のあるものとするため、引き続き、業務内容の見直し等を行い、市町村教育委員会等と連携し、取組を進めていくことが必要

(2) 仕事と家庭の両立支援

- ・ 職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、意欲的に公務に取り組むためには、育児や介護を行う職員が安心して働くことのできる環境の整備が重要
- ・ 人事院の国家公務員に係る育児休業制度の拡充を図る意見の申出等を踏まえ、本県においても国や他の都道府県の動向を注視し、検討することが必要
- ・ テレワークや早出・遅出勤務などを実施し、行政サービスを効率的かつ安定的に提供できる体制の整備を進めることは、職員の実情に応じた柔軟な働き方にも繋がることが期待されるため、これまでの実施状況を検証し、引き続き、状況に応じた新たな働き方について検討していくことが必要

(3) 年次有給休暇の取得促進

- ・ 年次有給休暇は、心身の健康を保持し、公務の能率向上や仕事と生活の調和を図る上で重要なため、計画的な年次有給休暇の取得促進に向けた取組を継続的・積極的に行っていくことが必要

(4) メンタルヘルス対策

- ・ 職員が心の健康を保持することは、質の高い行政サービスを提供する観点から重要であるため、引き続き、ラインケアによるストレス低減の対策などの取組を進めていくことが必要
- ・ 新規採用職員にあっては、新任職員研修の一部がオンラインで実施される等、同期職員とのつながりを持ちにくくなっているため、各所属においては、日頃からコミュニケーション

を取ることで、不安なく業務に取り組むことができるよう配慮が必要

(5) ハラスメント防止対策

- 職場におけるハラスメントを防止することは、職員が心身の健康を保持し、その能力を十分に発揮できるような働きやすい勤務環境を整備する上で、重要であるため、引き続き、職場研修等を通じてハラスメントに対する職員の理解を深めるとともに、職員が相談しやすい職場環境づくりに取り組むことが必要

4 服務規律の確保

- 職員は、県民全体の奉仕者として、高い倫理観を持って、行動することが必要
- 本年も一部の職員による信用失墜行為が発生していることから、改めて、職員の倫理意識の高揚に努め、法令遵守及び服務規律の確保を図ることが必要

5 定年の引上げ

- 定年を段階的に65歳まで引き上げる地方公務員法の改正が、令和5年4月から施行されることから、国や他の都道府県の検討状況を注視しつつ、定年の引上げを円滑かつ着実に実施できるよう措置していくことが必要

【参考】

1 勧告後の平均年間給与（行政職給料表適用職員（新卒採用者除く））

改定前	改定後	増減額（率）
6,246,000円	6,187,000円	▲59,000円(▲0.94%)

（年間給与＝給与月額＋期末勤勉手当）

2 最近の職員給与の改定状況

年度	月例給		特別給（月）		
	較差（%）	改定内容	改定前	改定	改定後
平成24年度	▲0.00	月例給の改定なし	3.95	—	3.95
平成25年度	0.01	月例給の改定なし	3.95	▲0.05	3.90
平成26年度	0.22	給料表、初任給調整手当の引上げ	3.90	0.20	4.10
平成27年度	0.41	給料表、地域手当、初任給調整手当の引上げ	4.10	0.10	4.20
平成28年度	0.89	給料表、扶養手当、地域手当及び初任給調整手当の引上げ	4.20	0.10	4.30
平成29年度	0.13	給料表及び初任給調整手当の引上げ	4.30	0.10	4.40
平成30年度	0.17	給料表及び初任給調整手当の引上げ	4.40	0.05	4.45
令和元年度	0.10	給料表の引上げ、住居手当の見直し	4.45	0.05	4.50
令和2年度	▲0.03	月例給の改定なし	4.50	▲0.05	4.45
令和3年度	▲0.01	月例給の改定なし、獣医師に対する初任給調整手当の支給	4.45	▲0.15	4.30

(4) 勧告の実施状況

項目	実施状況											
初任給調整手当	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医師に対して初任給調整手当を支給 ・月額30,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から15年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給 											
期末・勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職員について、期末・勤勉手当の年間支給月数を引下げ 4.45月→4.30月（-0.15月） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6ヶ月</th> <th>12ヶ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)令和3年度</td> <td>2.225月(支給済)</td> <td>2.075月(-0.15月)</td> </tr> <tr> <td>(イ)令和4年度以降</td> <td>2.150月(-0.075月)</td> <td>2.150月(+0.075月)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて、年間支給月数を引下げ ・会計年度任用職員については、令和4年6月期から適用 				6ヶ月	12ヶ月	(ア)令和3年度	2.225月(支給済)	2.075月(-0.15月)	(イ)令和4年度以降	2.150月(-0.075月)	2.150月(+0.075月)
	6ヶ月	12ヶ月										
(ア)令和3年度	2.225月(支給済)	2.075月(-0.15月)										
(イ)令和4年度以降	2.150月(-0.075月)	2.150月(+0.075月)										

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるものである。

人事委員会は、要求のあった事案について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成6年人事委員会規則第7号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行うものとされている。

イ 令和3年度の処理状況

令和3年度における措置要求の係属及び処理状況は、次表のとおりである。

(件)

区分	令和2年度末 (3.3.31) 係属件数	令和3年度		令和3年度末 (4.3.31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給与	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する審査請求

ア 制度の概要

不利益処分についての審査請求制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して審査請求をすることができるものである。

人事委員会は、請求のあった事案について、不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和26年人事委員会規則第5号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行うものとされている。

イ 令和3年度の処理状況

令和3年度における審査請求の係属及び処理状況は、次表のとおりである。

(件)

区分		令和2年度末 (3.3.31) 係属性件数	令和3年度		令和3年度末 (4.3.31) 係属性件数	令和3年度 口頭審理 開催回数
			請求件数	終結件数		
分限 処分	免職	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0
	降給	0	0	0	0	0
懲戒 処分	免職	0	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0
	戒告	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

(3) 苦情相談

ア 制度の概要

苦情相談の制度は、職員が、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができるものであり、これを受け人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（法第8条第1項第11号）。

イ 令和3年度の処理状況

令和3年度における職員からの苦情相談の状況については、次表のとおりであり、新規事案7件、継続事案2件であった。

(件)

任用関係	給与関係	勤務条件 関係	服務関係	福利厚生 関係	公平審査 関係	パワハラ・ セクハラ	その他	計
2	1	2	0	0	0	1	3	9

(4) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は同法第29条に規定する懲戒処分を行った場合、山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年条例第7号）第5条第2項又は山梨県職員の懲戒に関する条例（昭和27年条例第8号）第3条の規定に基づき、人事委員会に処分した旨を通知することとされている。

イ 令和3年度の処理状況

人事委員会に通知のあった令和3年度の処分は次表のとおりであり、分限処分が209件、懲戒処分が16件であった。

(件)

区分	処分者	知事		教育委員会		警察本部長		公営企業管理者		その他		計	
		2 年度	3 年度										
分限処分	免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	111	108	71	78	31	23	0	0	0	0	213	209
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	111	108	71	78	31	23	0	0	0	0	213	209
懲戒処分	免職	1	0	0	4	1	0	0	0	0	0	2	4
	停職	0	0	1	3	3	2	0	0	0	0	4	5
	減給	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	1	3
	戒告	0	1	0	2	1	1	0	0	0	0	1	4
	計	1	1	2	9	5	6	0	0	0	0	8	16
合計		112	109	73	87	36	29	0	0	0	0	221	225

4 職員団体

(1) 職員団体の登録

法第52条の規定により、警察職員及び消防職員を除く一般職員は勤務条件の維持改善を図ることを目的として、職員団体を結成することができる。

職員団体は、自主的・民主的に結成・運営されている職員団体であることを公証するために、法第53条第1項の規定に基づき、職員団体の登録に関する条例（昭和41年条例第29号。以下「職員団体条例」という。）第2条第1項の定めるところにより、人事委員会に登録の申請をすることができる。

ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第29条により、同一市町村内の公立学校の職員のみをもって組織された職員団体については、人事委員会の登録対象とはならない。

登録の効果は下記のとおりである。

- ① 地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応すべき地位に立つこと。
- ② 職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。
- ③ 職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること。

ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

（令和4年3月31日現在）

職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無	
		連合体	単位団体	有	無
自治労山梨県職員労働組合	昭41.10.8		○	○	
山梨県高等学校・障害児学校教職員組合	昭41.10.8		○	○	
山梨県教職員組合	昭41.10.8		○	○	
山梨県公立小中学校長組合	昭41.10.8		○		○
山梨県公立小中学校教頭組合	昭43.3.23		○		○

イ 解散の届出

職員団体条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、解散したときは人事委員会に届け出なければならないが、平成25年度に、次の団体から解散の届出があった。

職員団体名	解散の届出 受理年月日	登録年月日	組織の別	法人格取得
山梨教育運動ユニオン	平25.5.17	平5.12.20	単位団体	有

ウ 変更登録の状況

職員団体条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から10日以内に、人事委員会に届け出なければならない。

令和3年度における変更状況は、次のとおりである。

登録団体数	変更届出件数	内訳		
		規約	登録事項	
			名称	所在地
5	5	0	0	0
				5

(2) 管理職員等の範囲

法第52条第3項により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない。

管理職員等の範囲は同条第4項により、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第12号）で定めており、令和3年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

(令和4年3月31日現在)

組織上の区分		職又は職員
議会事務局		事務局長 事務局次長 課長 総括課長補佐 課長補佐 主幹（局付の者に限る。）
知事の事務部局 本庁		部長 局長 会計管理者 出納局長 感染症対策統轄官補 次長 政策参事 課長 室長 感染症対策推進監 政策調査監 秘書監 広聴広報監 戰略広報監 國際戦略監 管理監 総括課長補佐 厚生管理監 政策企画監（知事政策局のグループに配置される者に限る。） 課長補佐（課長の事務を代決する権限を有する者に限る。） 室長補佐（室長の事務を代決する権限を有する者に限る。） 知事政策補佐官 地域ブランド統括官 理事 男女共同参画・女性活躍推進監 技監 リニア推進監 文化振興監 富士山火山防災監 総括技術審査監 参事 地域ブランド統括官補 政策主幹 企画調整主幹 主幹（部又は局付の者に限る。）
秘書グループ		政策補佐 秘書を担当する職員
人事課		総務経理担当、人事担当及び給与担当の課長補佐 人事担当及び給与担当の職員
職員厚生課		管理公災担当、健康管理担当及び厚生給付担当の課長補佐 福利厚生に関する企画立案担当の職員
財政課		予算担当の課長補佐 主任主計員 主計員
庁舎管理室		庁舎管理担当の室長補佐 自動車管理事務所長
行政経営管理課		法制・訟務担当の課長補佐 法制・訟務担当の職員 行政経営担当の課長補佐 行政経営担当の職員
その他の出先機関		事務局長 所長 課税・管理部長 自動車税部長 滞納整理部長 副所長 副館長 センター長 事務局次長 副場長 園長 次長（所長、副館長、場長又は校長の事務を代決する権限を有する者に限り、大阪事務所の次長を除く。） 地域防災幹 副園長 支所長（所長の事務を専決する権限を有する者に限る。） 場長 校長 副校長（校長の事務を代決する権限を有する者に限る。）
消防学校		教頭
あけぼの医療福祉センター		総看護師長 副総看護師長
宝石美術専門学校		教授（大学と人事委員会とで協議して定める者に限る。）
教育委員会	教育庁 本庁	教育次長 次長 課長 総括課長補佐 課長補佐（課長の事務を代決する権限を有する者に限る。） 理事 教育監 参事 企画調整主幹 主幹（教育庁付の者に限る。） 働き方改革推進監
		総務課 総務栄典担当 教育高度化推進担当 行政管理担当及び経理担当の課長補佐 人事又は服務に関する企画立案担当の職員
		福利給与課 福利給付担当、給与公災担当及び健康管理担当の課長補佐 福利厚生、給与又は公務災害に関する企画立案担当の職員

	義務教育課	少人数教育推進監 人事管理監 人事担当の課長補佐 管理主事 人事又は服務に関する企画立案担当の職員
	高校教育課	人事管理監 人事担当の課長補佐 管理主事 人事又は服務に関する企画立案担当の職員
	教育事務所	所長 副所長 次長
教育機関		副館長 次長
	総合教育センター	所長 次長 部長
	県立学校	校長 副校長 教頭 事務長
人事委員会事務局		事務局長 次長 総括次長補佐 任用審査担当及び給与担当の次長補佐 任用審査担当及び給与担当のリーダー 人事、給与、服務又は福利厚生に関する企画立案担当の職員
監査委員事務局		事務局長 次長 総括次長補佐 庶務を担当する副主査以上の職員
労働委員会事務局		事務局長 次長 次長補佐
選挙管理委員会事務局		書記長 書記次長

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と山梨労働局長がその都度協議して決定している。

なお、令和3年度は事業区分の変更はなかった。

(2) 労働基準監督機関の職権行使の枠組

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、法第58条第5項の規定により、人事委員会がこれを行うことになっている。

(3) 令和3年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

①労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	業種	事業場名		
			知事部局	教育委員会	公安委員会
労働基準監督署	3号	建設業	建設事務所（支所を含む。） 新環状道路建設事務所 流域下水道事務所		
	13号	保健衛生業	保健福祉事務所 精神保健福祉センター あけぼの医療福祉センター 富士ふれあいセンター 食肉衛生検査所 児童相談所（一時保護課に限る。） 甲陽学園 子ども心理治療センターうぐいすの杜	盲学校寄宿舎 ろう学校寄宿舎 支援学校寄宿舎	
人事委員会	12号	教育研究業	総合理工学研究機構 職員研修所 富士山科学研究所 消防学校 衛生環境研究所 森林総合研究所 宝石美術専門学校 産業技術センター 産業技術短期大学校 峡南高等技術専門校 就業支援センター 富士山世界遺産センター 埋蔵文化財センター 美術館 博物館 考古博物館 文学館 畜産酪農技術センター（支所を含む。） 水産技術センター（支所を含む。） 総合農業技術センター（高冷地野菜・花き振興センターを含む。） 果樹試験場 専門学校農業大学校	高等学校 盲学校（寄宿舎を除く。） ろう学校（寄宿舎を除く。） 支援学校（分校を含み、寄宿舎を除く。） 図書館 総合教育センター	警察学校

②官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）

監督機関	業種	事業場名			
		知事部局	教育委員会	公安委員会	その他
人事委員会	官公署の事業	知事部局本庁 東京事務所 大阪事務所 地域県民センター パスポートセンター 県民生活センター リニア用地事務所 総合県税事務所 障害者相談所 動物愛護指導センター 女性相談所 児童相談所（一時保護課を除く。） こころの発達総合支援センター 林務環境事務所 計量検定所 農務事務所 家畜保健衛生所 広瀬・琴川ダム管理事務所 荒川ダム管理事務所 大門・塩川ダム管理事務所 深城ダム管理事務所	教育庁本庁 教育事務所	警察本部（附置機関を含む。） 警察署（交番、駐在所及び連絡所を含む。）	議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 選挙管理委員会事務局 (地方事務局を含む。)

（4）労働基準法等に基づく職権行使

労働基準監督機関には、許認可権限だけでなく、事業場への臨検、書類の提出命令等強力な指導権限が付与されており、人事委員会も、任命権者又は事業場の自主的取組を促しつつ、許認可事務、事業場への立入調査等を通じて適切な労働条件、安全衛生等の確保を指導している。

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として令和3年度に行った許認可及び届出の受理等の状況は、次のとおりである。

内 容	件 数				根拠法令
	知 事 部 局 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部	合 計	
解雇予告除外認定	0	1	0	1	労働基準法第20条
非常災害等の理由による労働時間延長届	0	0	0	0	〃 第33条
時間外労働・休日労働に関する協定届	28	36	1	65	〃 第36条
断続的な宿直又は日直勤務許可	3	0	1	4	〃 第41条
総括安全衛生管理者選任報告	0	0	0	0	労働安全衛生規則第2条
衛生管理者選任報告	7	11	0	18	〃 第7条
産業医選任報告	1	0	0	1	〃 第13条
定期健康診断結果報告	14	33	0	47	〃 第52条
特殊健康診断結果報告	70	6	0	76	特定化学物質障害予防規則第39条 等
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	7	33	0	40	労働安全衛生規則第52条の21
労働者死傷病報告	0	0	0	0	〃 第97条
ボイラー等の設置にかかる検査	0	0	0	0	ボイラー及び圧力容器安全規則第14条 等
機械等の設置届	0	0	0	0	労働安全衛生法第88条 等